

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免制度について

新型コロナウイルスの影響により収入が減少する世帯に対し、国保税の減免を実施します。

## 1. 国保税の減免制度



### ●対象となる世帯 ※別紙フローチャートをご確認ください。

**対象者（1）**：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。→ **全額免除**

**対象者（2）**：新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和2年2月以降の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯。→ **一部を減免**

- ①世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ②世帯の主たる生計維持者の前年合計所得額が1,000万円以下であること。
- ③減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※非自発的失業者（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）に該当する方は、現行の非自発的失業者の保険税の軽減制度が適用されるため、対象とはなりません。

（☞「2. 非自発的失業者の保険税軽減制度」をご覧ください。）

### ●対象となる国保税

令和元年度課税（8期以降）及び令和2年度課税（3月期まで）の国保税。

### ●申請期間

**令和2年度課税**：納税通知書が到達した日から令和2年10月30日まで又は減免を受けようとする期別の納期限7日前まで。

※普通徴収の1期～4期は10月末まで。5期以降は納期限の7日前までとなります。

**令和元年度課税（8期～10期）**：令和2年10月30日まで

## ●減免の算定方法

対象者（１）：全額免除

対象者（２）：【表１】で算出した対象保険税額に、【表２】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

$$\text{＜減免額算出式＞ } (A \times B / C) \times \text{減免の割合}$$

【表１】

<b>対象保険税額 = <math>A \times B / C</math></b>
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額。
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額。（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額）
C：世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※BまたはCの額が0円以下の場合、減免に該当しません。

【表２】

生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

審査にあたり、担当職員が電話で内容確認や追加資料の提出依頼を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。



## ●申請手続きについて ※申請書は竹富町 HP、役場窓口、出張所にて取得できます。

下記の書類を健康づくり課窓口あるいは出張所へ提出してください。（郵送申請可）

### 対象者（１）に該当する世帯

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書
- ・ 新型コロナウイルス感染症のり患を証明する書類（医師の診断書等）
- ・ 調査票
- ・ 同意書

### 対象者（２）に該当する世帯

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書
- ・ 調査票
- ・ 同意書
- ・ 収入申告書（事業収入の方）
- ・ 給与等支払証明書（給与収入の方）
- ・ その他の添付書類：令和２年１月からの給与明細書や収支のわかる帳簿、事業の廃止や失業などで申請される方は、廃止届けや離職票の写し等をお願いいたします。



## 2. 非自発的失業者の保険税軽減制度

倒産や解雇などによりやむを得ず離職された方（非自発的失業者）について、一定期間保険税を軽減する制度です。

離職時点で 65 歳未満の非自発的失業者（雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが、11・12・21・22・23・31・32・33・34 の方） が対象となり、軽減期間は、離職の翌日から年度末までです。前年の給与所得を 30/100 として、保険税が算定されます。

申請の際には、「非自発的失業者に係る軽減措置申告書」（竹富町 HP・役場窓口・出張所で取得可）、雇用保険受給資格者証（写し）の提出をお願いします。

問い合わせ先：竹富町役場 健康づくり課 国保係 TEL：82-7519